福井県

~「福井県内水面漁場計画(素案)~ に関する意見募集の結果

> 令和5年3月28日 福井県農林水産部水産課

福井県では、令和5年度に漁業権の一斉切替を行うため、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条に基づく福井県内水面漁場計画の作成を予定していることから、同法第67条第2項において準用する第64条第1項の規定により該当内水面において漁業を営む者、漁業を営もうとする者、その他利害関係人から、県民パブリックコメント制度実施要綱に基づき、意見を募集しました。

募集期間が終了しましたので、同法第64条第2項に基づき結果を公表します。

1 募集期間

令和5年3月2日(木)~3月16日(木)

- 2 意見件数 (意見提出者数) 1件(1名)
- 3 提出された御意見の概要および県の考え方 別紙資料のとおり
- 4 問い合わせ先

福井農林水産部水産課

TEL 0776-20-0435

FAX 0776-20-0653

メール suisan@pref.fukui.lg.jp

「福井県内水面漁場計画(素案)」に関する 意見の概要および県の考え方

〇意見件数(意見提出者数) 1件(1名)

【提出された意見の概要】 (意見1)

・ 公示番号第18号、第20号、第21号の漁場においてそれぞれ免許を 受ける者が定めることとされている遊漁規則の内容(夜間の遊漁の 制限)について、実質的に夜間の遊漁を全て不可能とするような制 限がなされないよう要望する。

全面的な夜間の遊漁制限よりも、夜釣りされると困る魚種とそうでない魚種でルールを別に設けるよう弾力的な遊漁規則とし、遊漁料も夜間の見回りコストやその魚種の放流費用を鑑みてより高く設定してはいかがか。多くの遊漁者にとって、全面的な夜間遊漁制限と比較すると十分受忍出来る事項のように思われる。

また、夜間の密漁の防止に対しては、遊漁者の目があることで抑止 力効果も期待されるため、漁業者と遊漁者とが協力できる体制を作る ことが大切だと考える。

【意見に対する考え方】

貴重な御意見ありがとうございました。

免許後に定める遊漁規則への御意見と思われますので、免許申請予 定者に対し、遊漁規則の作成の際に検討するよう、いただいた御意見 を共有させていただきます。

なお、遊漁規則の認可については、漁業法の規定に基づき、知事から福井県内水面漁場委員会に意見を聴いたうえで行います。